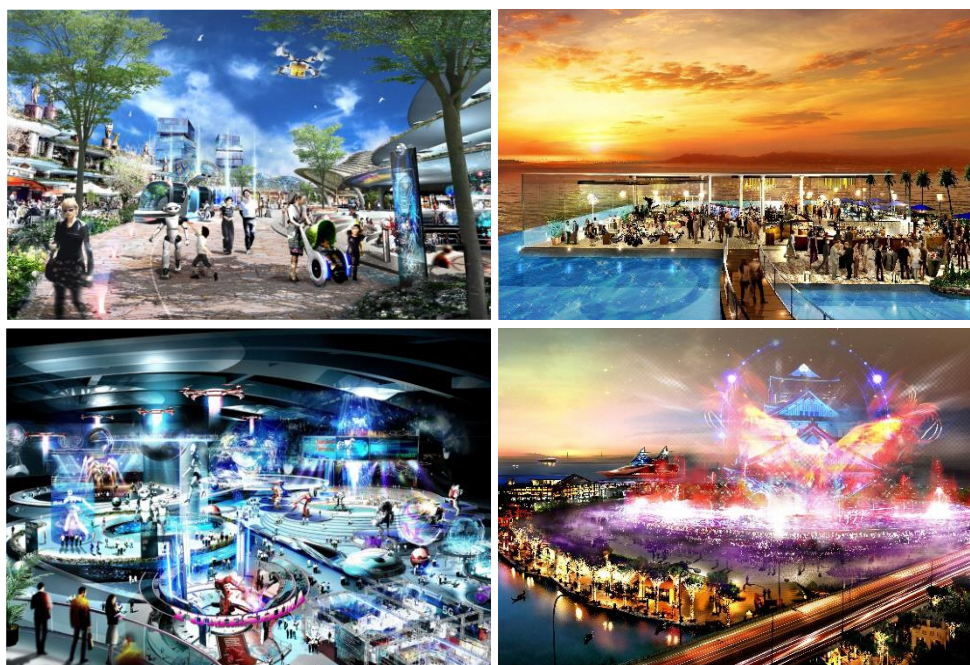


大阪IR基本構想(案)



2019年2月
大阪府・大阪市

目次

1. 大阪の現状と取組みの方向性	2
1-1. 現状と課題	3
1-2. 取組みの方向性	4
1-3. 観光分野の基幹産業化に向けた視点	6
1-4. 大阪・関西のポテンシャル	10
1-5. IRの意義	13
1-6. IRの立地	14
2. 大阪IRのめざす姿	16
2-1. 基本コンセプト、大阪IRのめざす姿	17
2-2. 大阪IRが有すべき機能・施設	19
2-3. 大阪IRの魅力を高める取組み	32
2-4. 安心して滞在できるまちの実現	34
3. 懸念事項と最小化への取組み	35
3-1. 基本的な考え方	36
3-2. ギャンブル等依存症対策	37
3-3. 治安・地域風俗環境対策	49
4. IR立地による効果	55
4-1. 観光振興・地域経済振興・公益還元	56
4-2. 地域の振興・発展	57
4-3. 関西・西日本をはじめ、日本各地への波及効果	60
4-4. 納付金・入場料等の活用	61
5. 地域の合意形成に向けた理解促進	62
5-1. 基本的な考え方	63
5-2. 大阪府・大阪市の取組み	65
6. スケジュール等	67
6-1. IR開業に向けた想定スケジュール	68
6-2. 策定経過	69

(出典)

1. 大阪の現状と取組みの方向性

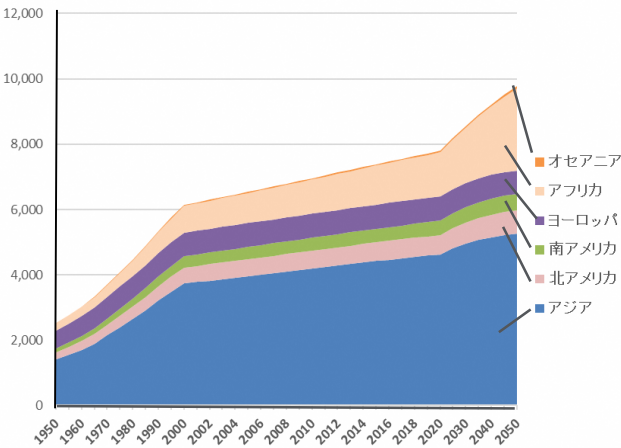
1. 大阪の現状と取組みの方向性

1-1. 現状と課題

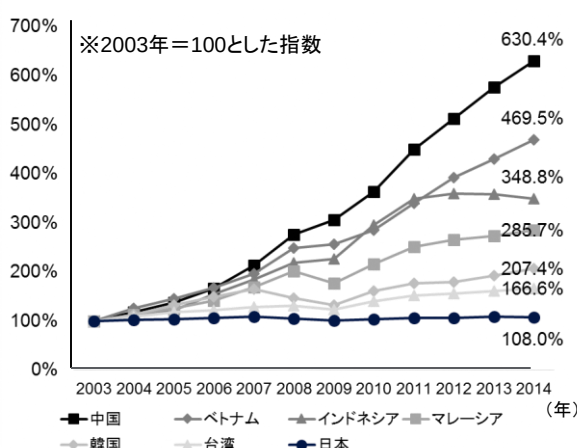
1-1-1. 日本経済の現状

- 世界の人口と将来の推計をみると、世界の人口は増加し続けており、アジアやアフリカでその傾向が顕著になっている。
- 日本とアジア各国・地域の実質GDPの推移を比較すると、日本の成長は緩やかな伸びとなっているが、多くのアジア諸国では200%以上の成長となっており、今後も成長が見込まれる。

世界の人口と将来の推移¹



日本・アジア各国・地域の実質GDPの推移²

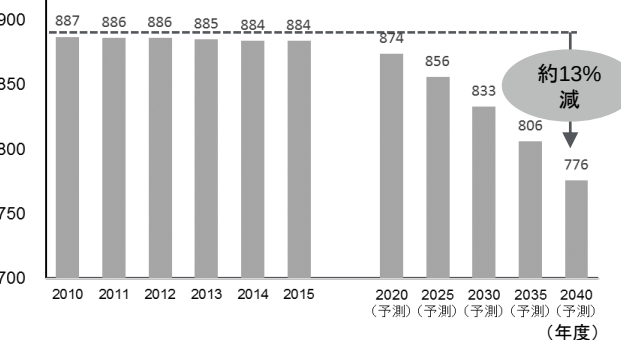


1-1-2. 人口減少・高齢化社会の進展による経済・市場への影響

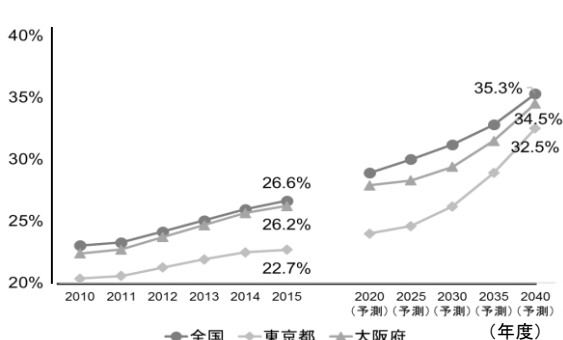
- 日本の人口減少が進むなか、大阪府の人口は、2015年度から2040年度の25年間で約13%の減少となる見込みである。
- 大阪府における65歳以上の高齢者が占める割合は2015年度時点で26.2%であり、今後も、大阪府の高齢化は全国の傾向と同様に進行し、2040年度には34.5%となる見込みである。
- 人口減少・高齢化社会の進展は、需要・労働力の減少に繋がり、経済・市場への悪影響が懸念される。

大阪府の総人口の推移³

単位: 万人



全国・東京都・大阪府の高齢化率の推移⁴



課題

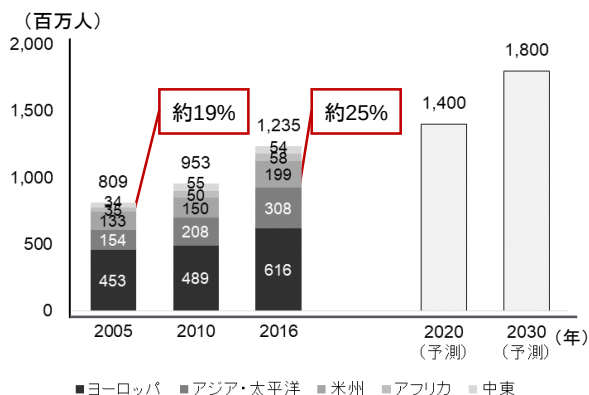
今後市場拡大など将来性が見込まれる
成長産業に注力する必要がある

1-2. 取組みの方向性

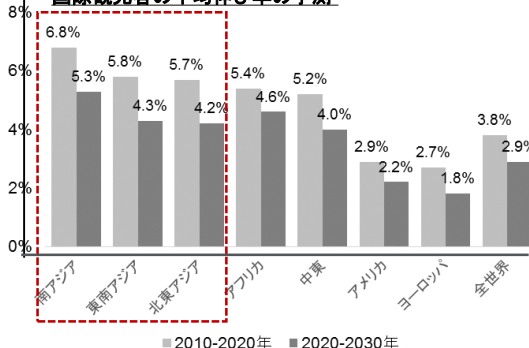
1-2-1. 世界の旅行市場の動向

- UNWTO(国連世界観光機関)によると、世界の旅行者数は、年々増加傾向にあり、2020年には14億人、2030年には18億人にまで増加すると推計されている。
- 地域別では、ヨーロッパの旅行者数が全体の約5割を占めているが、成長の大きなけん引役となったのは、アジア・太平洋地域で、2005年には全体の旅行者数の約19%であったが、2016年は、約25%まで増加している。
- また、今後も世界の国際観光客数は増加傾向であり、特に、南・東南・北東アジアは、欧米に比べ、今後も高い伸びが予測されている。

世界の旅行者数の長期予測値*



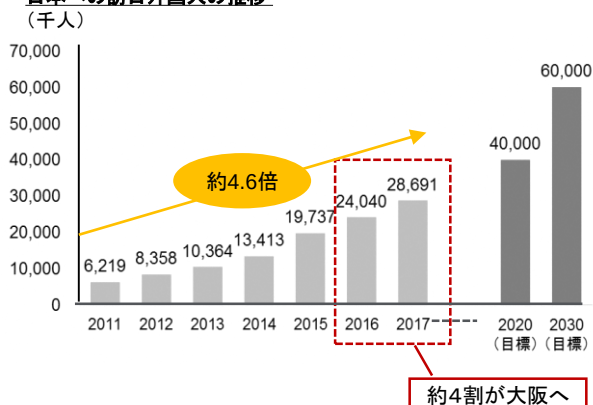
国際観光客の平均伸び率の予測*



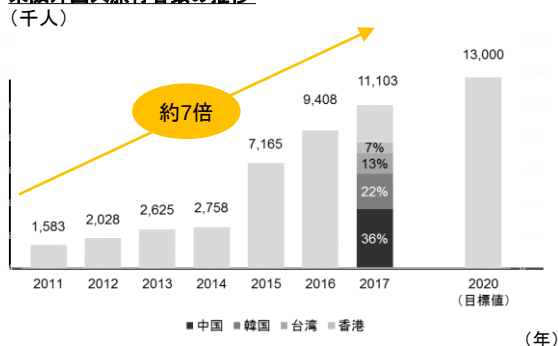
1-2-2. 訪日・来阪外国人の動向、今後の見込み

- 日本では、中国をはじめ、アジア諸国等におけるビザ発給要件の緩和や航空便数の増加、アジアを中心とした経済発展等を背景に、訪日外国人旅行者数は大きく増加し、過去最高を更新している。
- 政府は、「未来投資戦略2018」等において、観光は、我が国の成長戦略の柱であるという認識のもと、今後も拡大する世界の観光需要の取り込みに向けて、訪日外国人旅行者数を2020年には4,000万人、2030年には6,000万人という目標を掲げている。
- 大阪では、2017年の来阪外国人旅行者数が、約1,110万人となり、これは日本全体の約4割を占めている。また、2011年と比較すると全国の伸び率を上回り、約7倍の増加となっている。この要因は、中国・韓国をはじめとするアジアからの旅行者の増加によるものであり、全国的な訪日外国人の増加傾向に加えて、関西国際空港へのLCCの就航便数や中国路線の大幅な増加などが背景にあると考えられる。
- 大阪では、「大阪都市魅力創造戦略2020」において、来阪外国人旅行者数を2020年に1,300万人にするという目標を掲げ、大阪の魅力発信など様々な取組みを進めている。

日本への訪日外国人の推移*



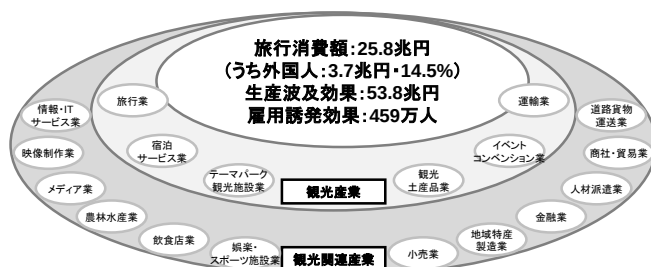
来阪外国人旅行者数の推移*



1-2-3. 訪日外国人の増加に伴う経済への効果

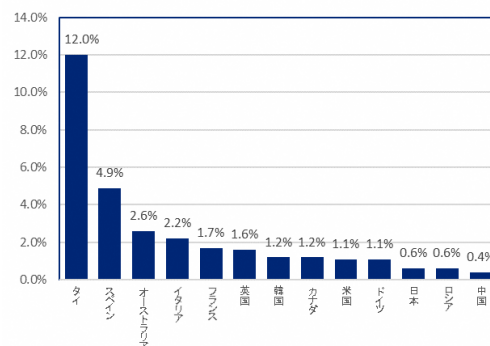
- 観光産業は裾野が極めて広く、地域における様々な産業に波及するため、世界的な潮流として各国で取組みが強化されている。また、観光産業は、旅行業・宿泊サービス業・運輸業等にとどまらず、様々な幅広い産業分野への波及効果があり、地域経済の活性化、雇用促進といった効果も見込まれる。
- インバウンド消費の規模を対名目GDP比で国際的に比較すると、日本の水準は0.6%と他の先進諸国に比べて低い水準となっており、さらなる拡大の余地がある。
- また、国内旅行・海外旅行を含めた日本人の旅行消費額の水準は、国際的に見ても低い水準に止まっており、国際的比較の観点からは拡大の余地があると見込まれる。

観光産業の生産波及効果・雇用促進効果(2016年)¹¹

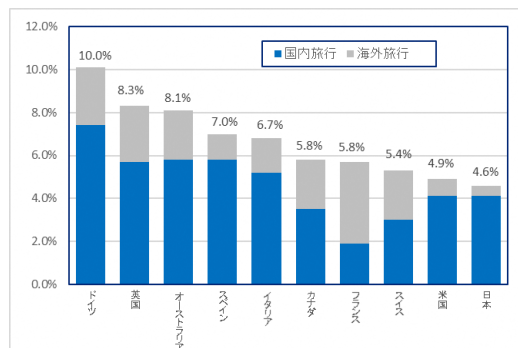


- 日本では、人口減少が進み、消費の減少が懸念されるところであるが、訪日外国人8人分の消費(もしくは国内宿泊旅行者25人分)が定住人口1人分の消費に相当することから、今後、観光交流人口を増大させることが重要になってくる。
- 政府は、訪日外国人による旅行消費額を2020年には8兆円(2015年の2倍超)、2030年には15兆円との目標を掲げ、日本のさらなる経済成長に向けて、訪日外国人の消費を一層拡大させていくことをめざしている。

インバウンド消費対名目GDP比の国際比較(2016年)⁹

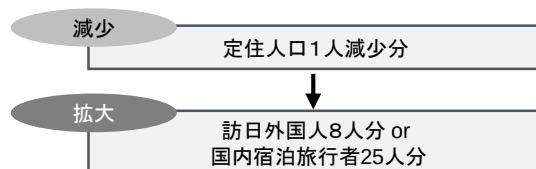


国民観光消費対名目GDP比の国際比較¹⁰

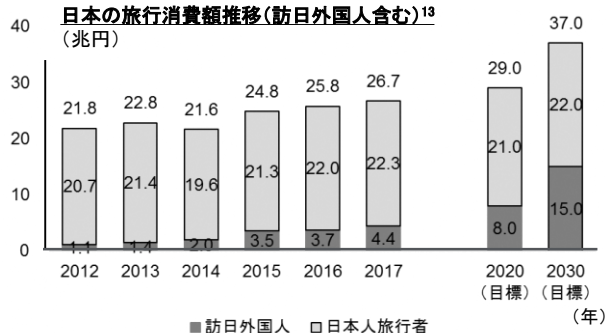


※時点は、ドイツは2015年、英国は2014年、オーストラリアは2015年、スペインは2013年、イタリアは2010年、カナダは2016年、フランスは2015年、ロシアは2011年、米国は2015年、日本は2015年

観光交流人口増大の経済効果(2015年)¹²



日本の旅行消費額推移(訪日外国人含む)¹³
(兆円)



取組みの
方向性

大きなニーズと将来性があり、経済効果の大きい
観光分野を基幹産業としていく必要がある

1-3. 観光分野の基幹産業化に向けた視点

1-3-1. 滞在型観光の推進

■ 日本人国内旅行者数・消費単価

- 2017年の日本人の国内延べ旅行者数は、年間約6億5千万人、1人1回あたりの消費単価は約3万3千円で、近年、堅調に推移している。
- 人口減少が見込まれるなか、国内での旅行消費額に占める日本人の割合は依然として高いことから、滞在日数の増加などにより、消費額の維持に努めていく必要がある。

■ 外国人旅行消費額

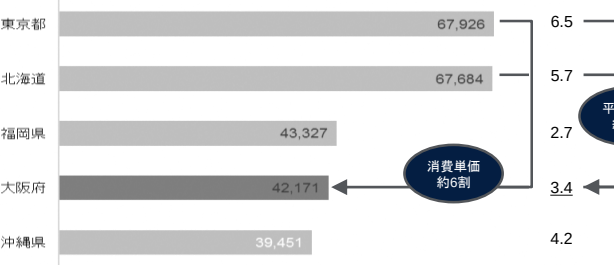
- 訪日外国人消費単価は、2015年に約17万6千円と過去最高となったが、2017年には約15万4千円に減少している。
- 1人1回あたりの旅行消費支出総額(パッケージツアー参加費含む)を国籍・地域別に見ると、中国やオーストラリアが高い一方で、来阪外国人旅行者の3割強を占める台湾・韓国は、全体平均を下回っており、質の高い観光サービスの充実、夜間経済の活性化、広域観光の推進、富裕層対策の強化などにより、宿泊日数や消費を伸ばす滞在型観光モデルの仕組みづくりが必要である。

■ 訪問地別 旅行支出・平均泊数

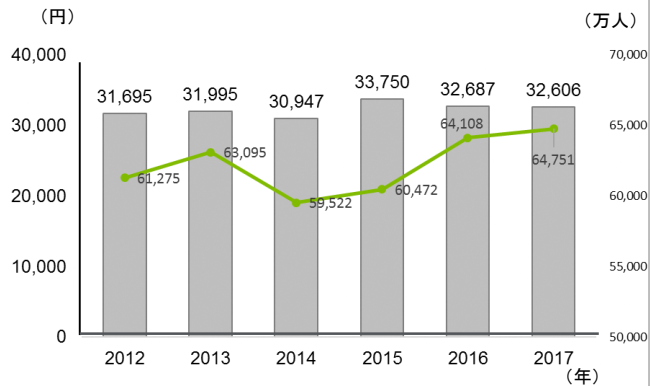
- 2017年の訪問地別に見る訪日外国人旅行者の1回あたり旅行支出(パッケージツアー参加費に含まれる宿泊料金などの滞在費は含まない)及び平均泊数については、大阪は、東京や北海道の5割から6割となっており、今後、拡大を図る余地が十分にある。

訪問地別の訪日外国人1人1回あたり旅行単価¹⁷

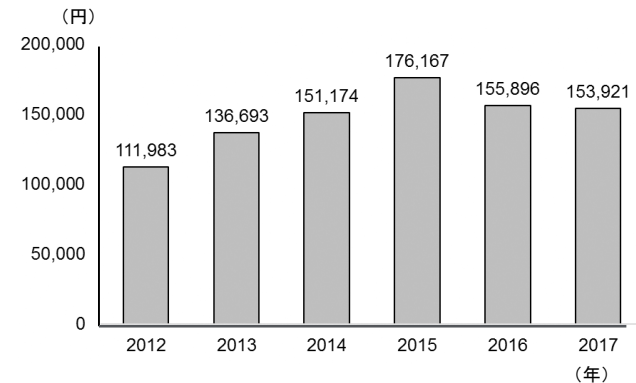
(パッケージツアー参加費に含まれる宿泊料金などの滞在費は含まない)
旅行支出(円) 平均泊数(日)



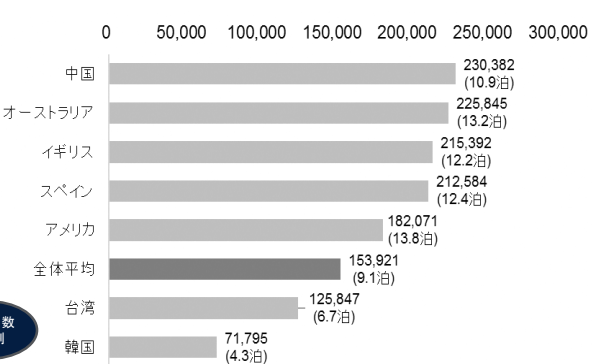
日本人国内旅行者数と消費単価の推移¹⁴



訪日外国人の旅行消費単価の推移¹⁵



国籍・地域別にみる訪日外国人1人1回あたり旅行消費支出総額¹⁶
(パッケージツアー参加費含む)



■ エンターテインメントや魅力発信機能の充実

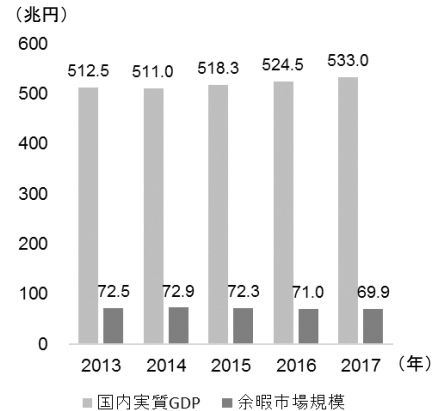
➤ 余暇市場及び訪日外国人の旅行消費額

- 国内実質GDPは緩やかな増加傾向にあるが、余暇市場は近年、緩やかに減少しており、日本のレジャー・娯楽への消費額は伸び悩んでいる。
- また、訪日外国人の2017年の旅行支出4兆4,162億円（観光庁統計）のうち、現地ツアーや芸術鑑賞、スポーツ観戦などの支出を示す娯楽サービス費は1,439億円で支出全体の約3%にとどまっている。
- これらの消費額をより伸ばしていくためには、世界一流のエンターテインメントや思い出になるアクティビティなどの充実による滞在型観光を実現し、消費単価の増加に繋げることが求められている。併せて、全国各地の様々な魅力や知られざる魅力を発掘・紹介し、需要を掘り起こすような魅力発信機能の充実も必要である。

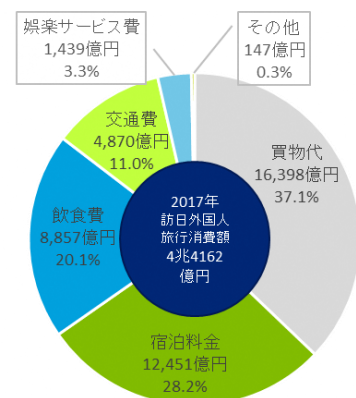
➤ 「楽しい国 日本」の実現に向けた取組み

- 観光庁は、2017年の訪日外国人1人あたり消費額15.4万円を2020年には20万円（8兆円÷4,000万人）、2030年には25万円（15兆円÷6,000万人）を目標としている。
- 観光庁では、その目標の達成に向けて、体験型観光についての消費を促していくことが必要であると考え、有識者会議を設置し、同会議において体験型コンテンツの定番化や新たな体験型コンテンツの掘り起こしなどの施策について提言をとりまとめたところである。

日本GDPと余暇市場の推移¹⁸



費目別 訪日外国人の旅行消費額¹⁹



【参考】「楽しい国 日本」の実現に向けて（提言） 2018年3月の概要

提言に盛り込まれた主な施策

1. 地域の観光資源を活用した体験型コンテンツの定番化

- (1) 地域固有の自然の更なる観光活用
- (2) 我が国の生活・文化に触れる体験機会の提供
- (3) お祭りの訪日外国人への開放
- (4) 温泉の観光資源としての更なる活用

2. 新たな体験型コンテンツを観光資源として掘り起こす取組

- (1) ナイトタイムの有効活用
- (2) モーニングタイムの有効活用
- (3) 付加価値の高い美容サービスの提供
- (4) 観戦型スポーツの訪日外国人への開放
- (5) ビーチの観光資源としての見直し

3. 体験型観光の充実を支える取組

- (1) チケット購入の簡易化
- (2) 公共空間の柔軟な活用
- (3) エンターテインメントコンテンツの鑑賞機会の拡大
- (4) VR・AR等の最新技術の活用

1-3-2. 世界水準のMICE施設の整備

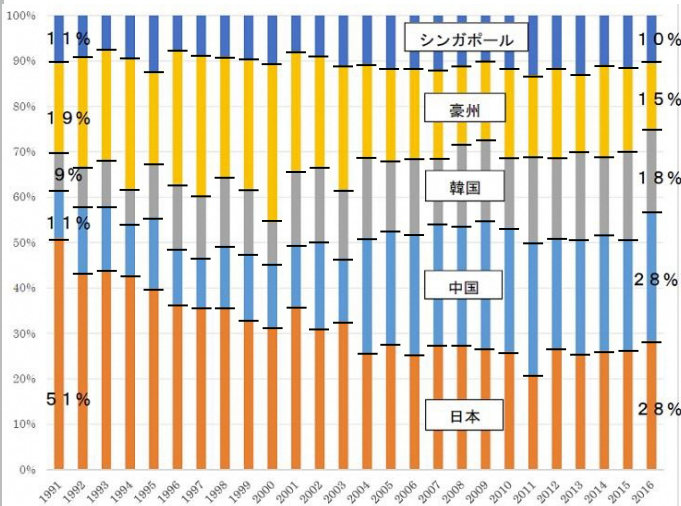
■意義

- MICEは、交流人口増だけでなくMICEに参加する国際人材や企業・学会等とのネットワーク構築により開催地のビジネス・イノベーションの機会を創造するものである。
- また、MICE参加者の消費額・宿泊数は一般観光客のそれよりも多いため、地域への経済効果が高く、かつ開催都市の国際的認知度やブランド力の向上に資するものである。
- さらに、MICE開催に関連する産業は多岐に渡っており、施設事業者、会議・展示会運営事業者はもとより、宿泊業、旅行業、運輸業、飲食業、その他地域の経済活動を支える多様な企業との関連が高い。
- そのため、世界的にMICE誘致が経済活性化の有効な手法として注目されてきており、誘致競争は年々激化してきている。

■現状

- 国際会議の開催件数は、世界及び日本において増加傾向にある。しかしながら、アジア主要5カ国（日本・中国・韓国・シンガポール・豪州）で開催された国際会議件数に対する日本のシェアは低下傾向にある。また、大阪の国際会議開催件数の世界順位は156位にとどまっている。

アジア主要5ヶ国における日本で開催された国際会議件数シェア推移 (ICCA基準)²²



MICE推進の意義(大阪におけるMICE推進方針より)



※MICEとは、会議(Meeting)、報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、展示会・見本市/イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

日本の国際会議による経済効果(ICCA基準)(2016年)²⁰

	企業会議	報酬・研修旅行	国際会議	展示会・見本市
外国人1人当たり総消費額	32.5万円	32.0万円	37.3万円	27.5万円
経済波及効果「直接」+「間接」	1,613.7億円	568.9億円	769.3億円	1,618.0億円
雇用効果(就業者全体)	14,609人	4,928人	7,028人	14,352人
誘発税収額	126.1億円	45.2億円	60.4億円	124.8億円

世界・日本の国際会議開催件数推移(ICCA基準)²¹



市別 国際会議開催件数(ICCA基準)²³

2017年世界順位	都市	2017年開催件数	2016年開催件数	2015年開催件数	2014年開催件数
6位	シンガポール	160件	151件	156件	142件
10位	ソウル	142件	137件	117件	99件
18位	東京	101件	95件	80件	90件
50位	京都	46件	58件	45件	47件
156位	大阪	17件	25件	23件	10件
156位	福岡	17件	23件	30件	15件

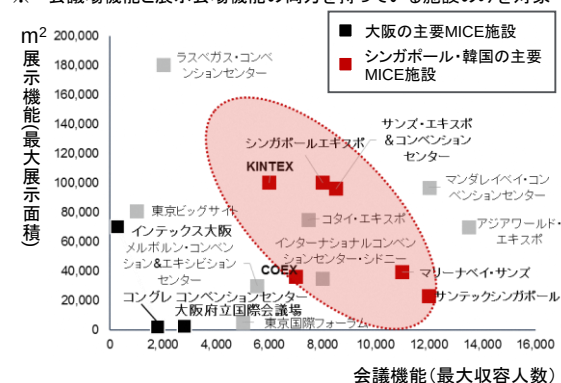
- アジアの中で順位の高いシンガポールやソウルでは、シンガポールエキスポやマリーナベイ・サンズ（シンガポール）、KINTEX・COEX（ソウル）など、展示機能・会議場機能双方のバランスが取れたMICE施設、いわゆるオールインワンMICE（一定規模の展示施設と会議場を併設し、ホテル・飲食施設・物販施設・エンターテインメント施設などが徒歩圏内に立地した施設）が整備されている。
- 一方、大阪のMICE施設は、どちらかの機能に偏っているため、大規模MICE開催に対応可能な一定規模の展示機能・会議場機能を有し、一体的に整備・運営されるMICE施設が必要である。
- 国内のMICE施設は、公設民営による事業形態が多いところであるが、厳しい財政状況のなか、新たなMICE施設の整備にあたっては、民間の知恵と工夫を最大限に活かしていく必要がある。

1-3-3. 宿泊施設の充実

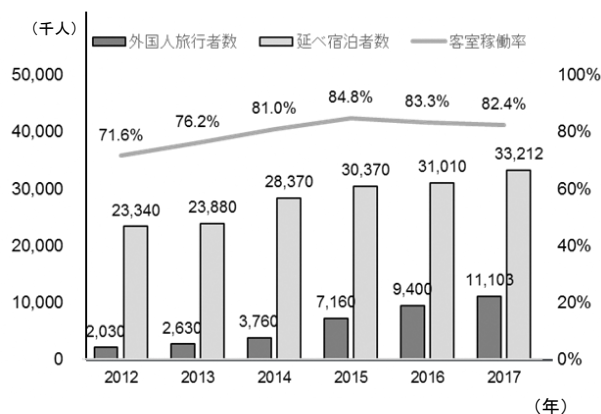
- 大阪府の延べ宿泊者数は、外国人旅行者の増加に伴って増え続けており、客室稼働率は高止まりの状況にある。（大阪府内宿泊施設の客室稼働率は、2014-17年の4年連続全国1位）
- 大阪市の「宿泊施設の現状と見込み（2016年4月）」や民間調査による宿泊需要予測によると、2020年時点では、宿泊数を充足するだけの客室数は確保されると見込まれている。しかしながら、2020年以降も世界の国際観光客数の増加が見込まれるとともに、日本でも2030年には6,000万人という目標を掲げていることから、将来を見据えた需要予測に対応していく必要がある。
- また、ホテルのグレードという観点においては、大阪市の宿泊施設が世界主要都市及び東京と比べ、4つ星以上のホテル数が少ない状況にある。
- 今後、快適でゆとりのある居室空間を提供するホテルなど、宿泊施設の充実に向けた取組みを強化する必要がある。

大阪・主要MICE施設規模の分布²⁴

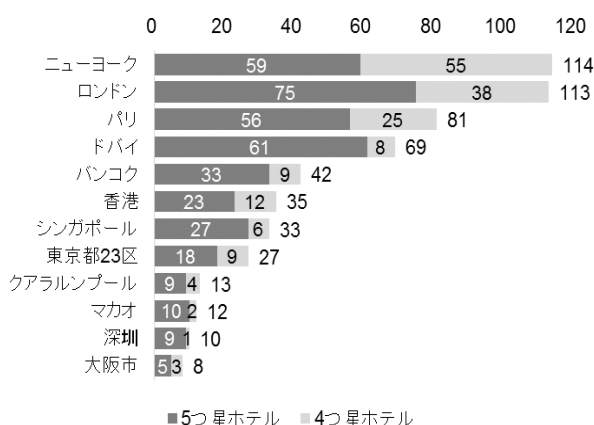
※ 会議場機能と展示会場機能を両方持っている施設のみを対象



大阪府の外国人旅行者数と延べ宿泊者数²⁵



世界主要都市および東京・大阪のラグジュアリーホテル数²⁶



視点

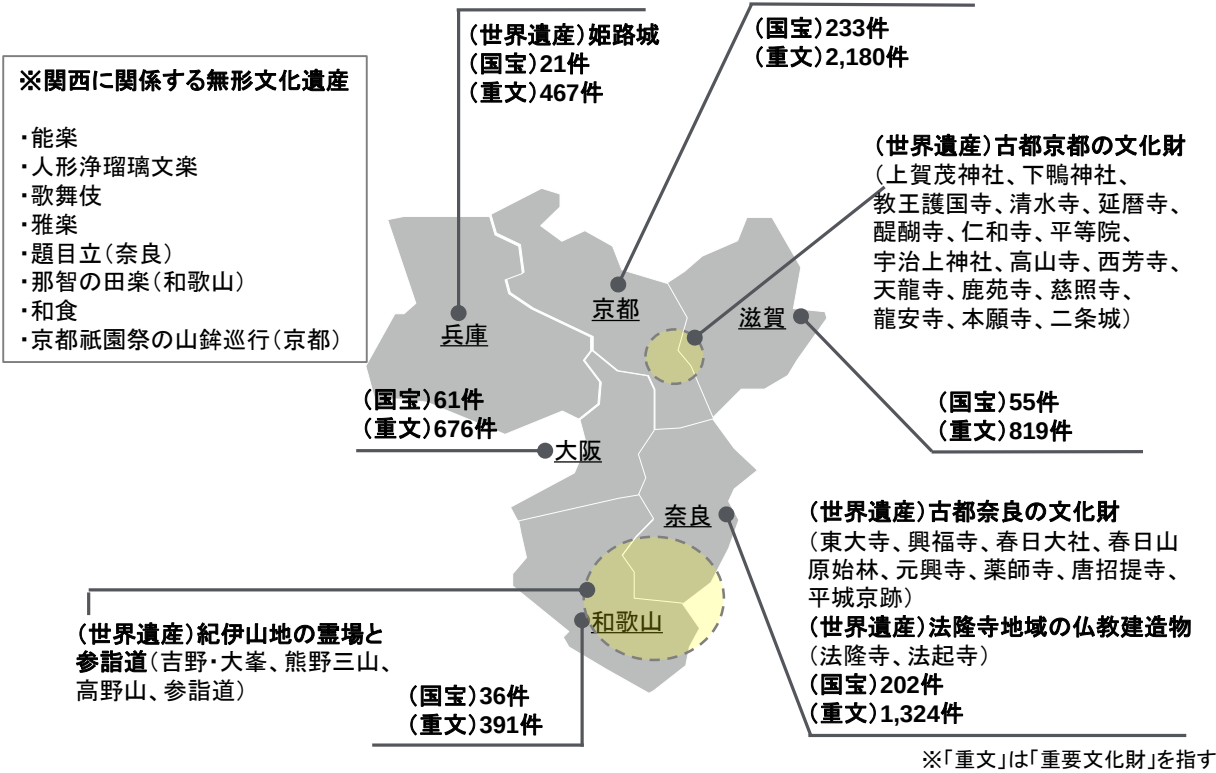
インバウンドの増加を確実に経済成長に取り込むため、滞在型観光の推進や世界水準のMICE施設の整備などが必要である

1-4. 大阪・関西のポテンシャル

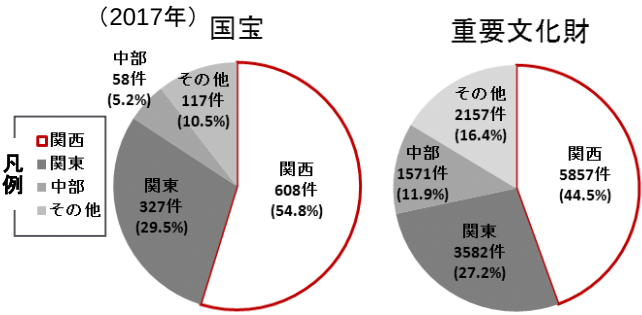
① 歴史的・文化的特性

- 大阪や関西には、古くからの都の存在などにより豊富な観光資源（自然・文化・気候・食）が集積
- 関西には、「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、「古都京都の文化財」、「姫路城」、「紀伊山地の霊場と参詣道」といった世界遺産が存在
- 国宝の登録件数は54.8%、重要文化財は44.5%と関西が日本国内で最多となるなど、文化財が集積

関西地区の観光資源の分布状況²⁷



国宝及び重要文化財の地域別登録件数²⁸

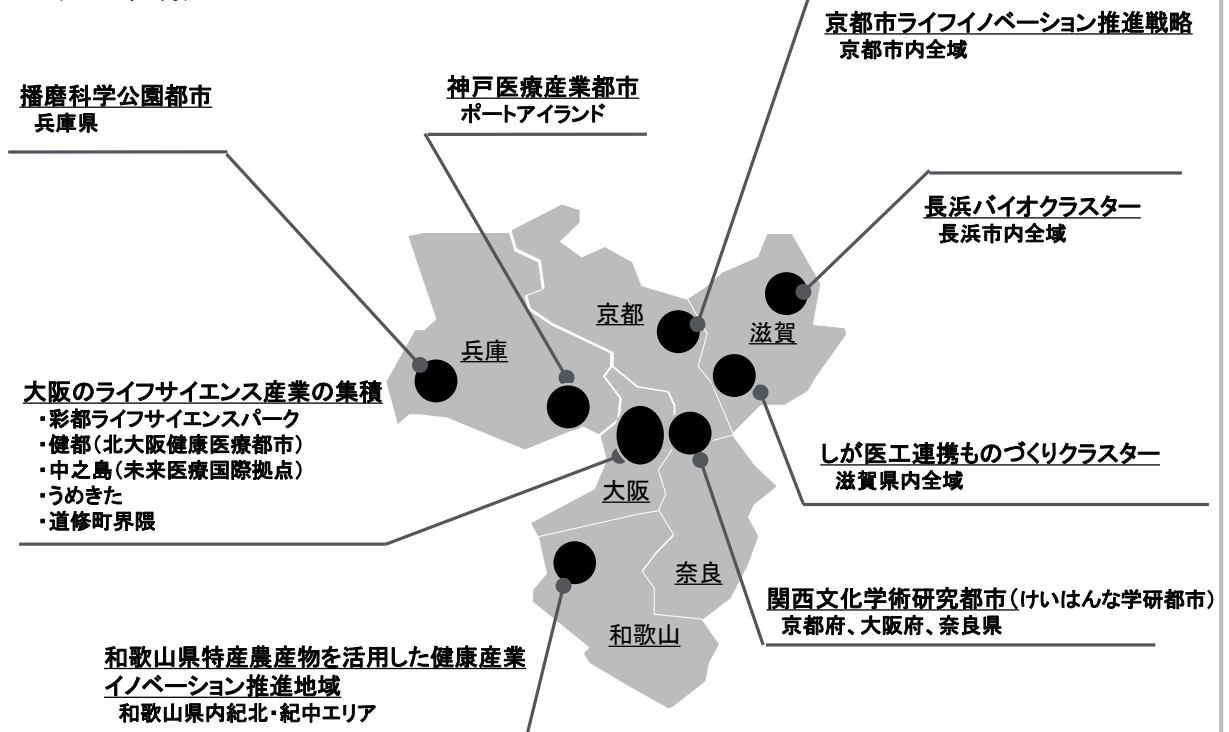


② 経済的特性

- 大阪、関西で主要国1ヶ国分の人口・経済規模
(関西の人口:約2,000万人／関西のGDP:スイスの約6,793億米ドルに相当)
- 世界有数の大学・研究機関や、各業種・分野の企業、産業支援機関等が地理的に集積した「産業クラスター」が形成
- 特に、大阪・関西が強みを有するライフ、グリーンなど幅広い分野の企業が集積

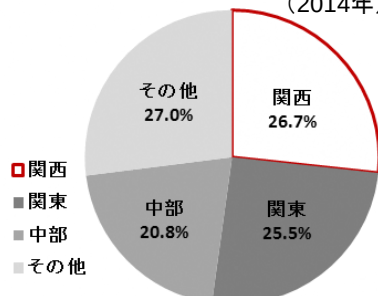
産業クラスターの集積²⁹

(2018年4月)



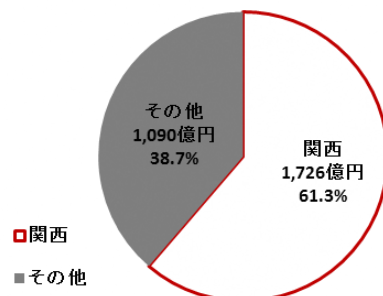
国内医薬品関連出荷額³⁰

(2014年)



リチウムイオン電池国内シェア³¹

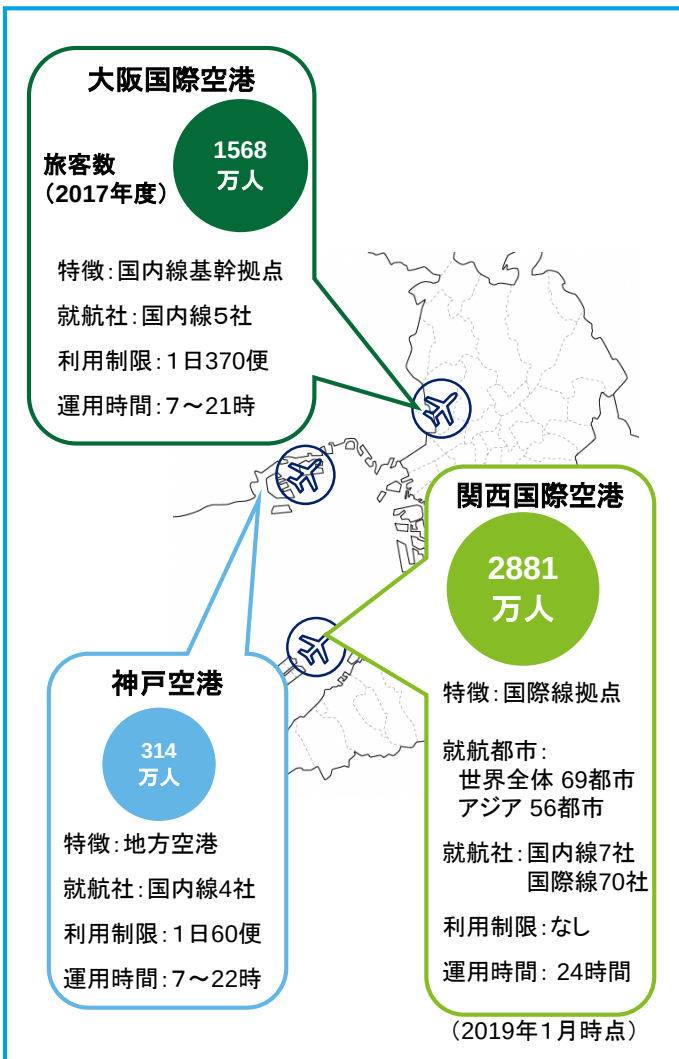
(2012年)



③ 地理的・立地的特性

- 大阪は関西の中心に立地し、瀬戸内海とも隣接（海の玄関口）
- アジア諸国等との充実したネットワークをもつ関西国際空港をはじめ、大阪国際空港・神戸空港を有し、今後、一体運営による相乗効果が期待
- 既存の充実した鉄道・高速道路ネットワークが今後も拡大
- 航空・道路・鉄道などの充実した交通インフラを活用した日本各地へのハブ機能

空港ネットワーク³²



鉄道ネットワーク³³



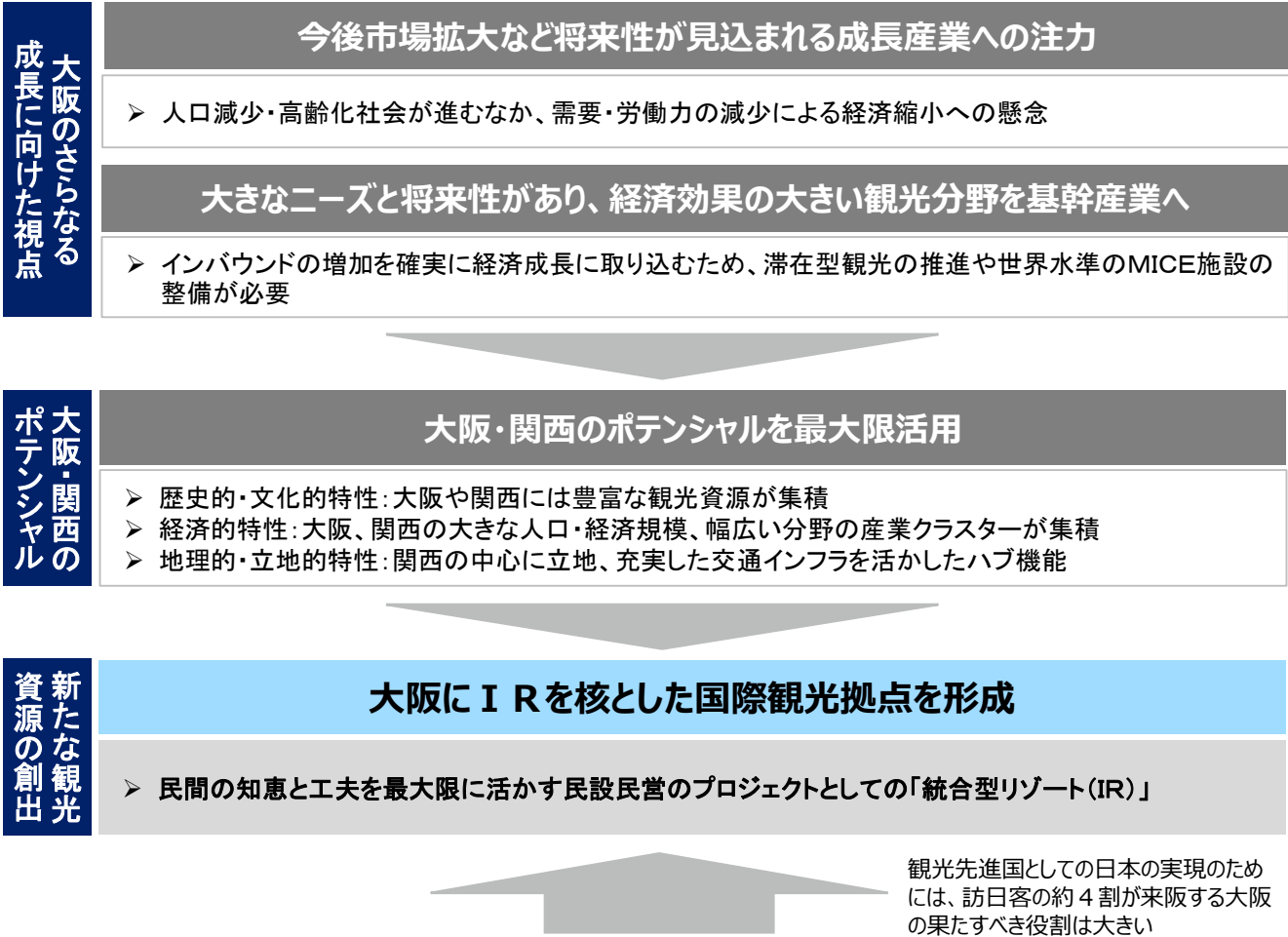
高速道路ネットワーク³⁴



ポテン
シャル

観光産業の基幹産業化に向けて、大阪・関西の有する
大きなポテンシャルを最大限活用する必要がある

1-5. IRの意義



日本におけるIR導入の方針

公共政策としての日本型IRの政策目標

IRを原動力に、観光先進国としての日本を実現

MICEを通じた国際的な人や知の交流による新たなビジネス・イノベーション機会の創造、国・都市の競争力向上

世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立

滞在型観光モデルの確立

世界に向けた日本の魅力発信

日本のコンテンツを活かしたワールドクラスのショービジネスを育てることを通じて、日本の新たな魅力創出

日本の魅力のショーケース・ゲートウェイとしての機能を発揮し、我が国に対する国際的な認知の有様を変革

特定複合観光施設区域整備法の目的

①観光振興 ②地域経済振興 ③財政改善

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現

地域の創意工夫・民間活力の活用／健全なカジノ事業収益の活用

日本型IRが有すべき機能・施設（特定複合観光施設）

カジノ施設	【1号施設】 国際会議場施設	【2号施設】 展示等施設	【3号施設】 観光魅力増進施設
	【4号施設】 送客機能施設	【5号施設】 宿泊施設	【6号施設】 観光客の来訪・滞在促進施設

1-6. IRの立地

■ 夢洲の概要

- 大阪湾の中心にある大阪港のベイエリアに位置し、面積約390haの広大な埋立地
- 東側は、高規格のコンテナ物流拠点が供用（夢洲コンテナターミナル）
西側には、大規模太陽光発電（メガソーラー）を設置しているが、大部分が未利用地
- 中央より南側は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の会場予定地

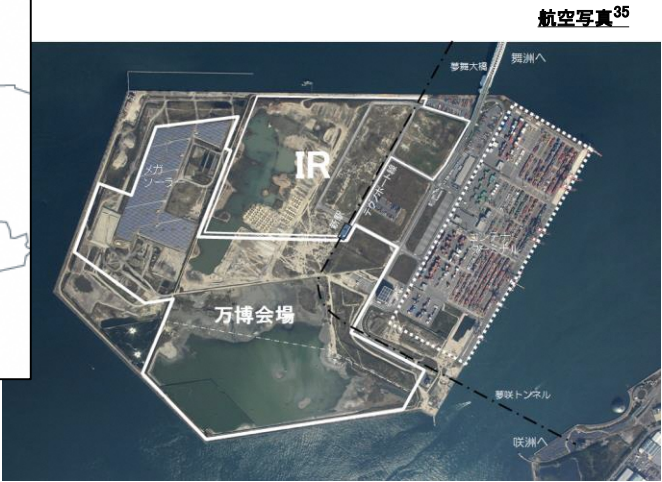
■ 夢洲のポテンシャル

広大な 用地

- 都心と隣接したところに、広大な用地の確保が可能
- 臨海部のため、海上を活かした非日常空間が創出できる

インフラ

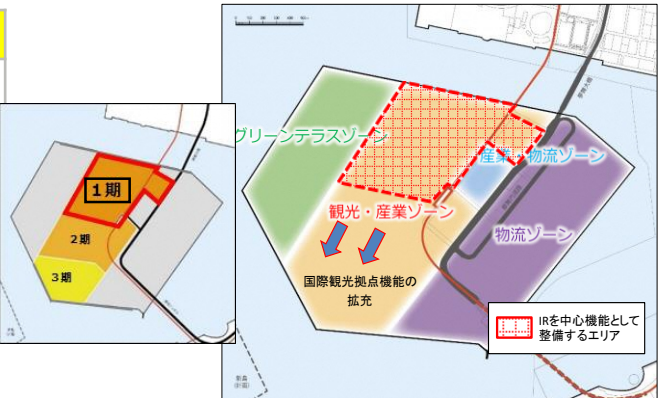
- 都心や関西国際空港との高速道路が整備されるなど、周辺都市のみならず、西日本各地とのネットワーク形成が可能
- 地震や津波など災害に対する安全性の確保が可能



航空写真³⁵

■ 夢洲における段階的整備のスケジュール（夢洲まちづくり構想をもとに作成）

	第1期	第2期	第3期
区域	約70ヘクタール	約60ヘクタール	約40ヘクタール
導入施設例	■ IR（統合型リゾート） ・ MICE施設 ・ エンターテインメント施設 ・ 商業・飲食施設 ・ 宿泊施設	■ エンターテインメント施設 ・ 産業・ビジネス機能及びその関連機能	■ 長期滞在者の機能及びその関連機能

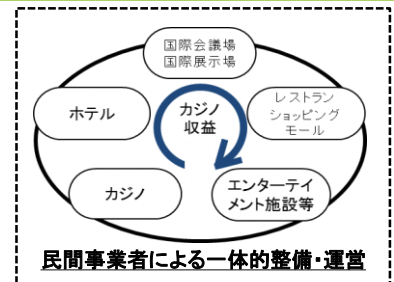


ポテンシャルの高い夢洲へのIR立地を出発点として、
ベイエリアの活性化につなげる

【参考】

統合型リゾート(IR: Integrated Resort)とは？

- IRは、カジノ施設とその他の施設が一体となっている施設であり、民間事業者が設置及び運営する施設
- IR事業者は、カジノ施設からの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保している



特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）の概要

(注)第3回特定複合観光施設区域整備推進本部会合資料より

1. 目的

- 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする

2. 特定複合観光施設(IR)区域制度

- 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設(⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む)であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとする
- 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県又は政令市(都道府県等)は公募により民間事業者を選定した上で区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定
- 認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化
- 認定申請に関する立地市町村の同意に当たっては、条例により立地市町村の議会の議決事項とすることも可能
- 認定区域整備計画の数の上限は3とする
- IR事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け

3. カジノ規制

- IR事業者は、カジノ管理委員会の免許(有効期間3年・更新可)を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条(賭博)及び第186条(常習賭博及び賭博場開張等図利)は適用しない
- その他のカジノ事業関係者(主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等)についても、免許・許可・認可制とする
- カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定
- カジノ事業者は、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程(本人・家族申告による利用制限を含む)及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査(変更は認可が必要)
- 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け
- 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け
- このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務(貸付け等)、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う

4. 入場料・納付金等

- 日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回(24時間単位)を賦課
- カジノ事業者に対し、国庫納付金(①カジノ行為粗収益(GGR)の15%及び②カジノ管理委員会経費負担額)、認定都道府県等納付金(GGRの15%)の納付を義務付け
- 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

6. 施行期日等

- 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行
- 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した場合」とする